

会議	世田谷区福祉有償運送運営協議会 (平成25年度第1回)	日時	平成25年8月20日(火)13時30分~15時10分
		会場	世田谷区役所第3庁舎3階ブライトホール
協議会委員	小佐野(NPO法人 自立の家) 木村(世田谷区重症心身障害児(者)を守る会) 隅(NPO法人 ヒューマンハーバー世田谷) 宮城(NPO法人 世田谷ミニキャブ区民の会) 齋藤(世田谷ケアマネジャー連絡会) 吉田(さくら介護タクシー) 川上(荏原交通株式会社) 石毛(関東運輸局東京運輸支局輸送担当運輸企画専門官) 伊藤(世田谷区保健福祉部計画調整課長) 工藤(世田谷区交通政策担当部交通政策課長) 瓜生(世田谷区地域福祉部高齢福祉課長) 成田(世田谷区保健福祉部障害者地域生活課長) 会長	説明者	羽石・小板橋(NPO法人 ハンディキャブを走らせる会) 増井・大橋(NPO法人 たつなみ会) 井坂・小室(NPO法人 はあと世田谷) 6名
出席者	12名	傍聴者	荻野(NPO法人 世田谷ミニキャブ区民の会) 1名
欠席者	山下(関東旅客自動車交通労働組合連合会東京地方連合会) 1名	事務局	林・加納・雨宮・中島 4名
			出席者合計 23名

1. 開会(会長)

【成田会長】本日はお忙しいところ、また暑い中お集まりいただきお礼を申し上げる。平成25年度世田谷区福祉有償運送運営協議会を始める。次第に記載のあるとおり、事前に世田谷区の福祉有償運送運営協議会設置要綱と委員名簿をお送りしている。本来、委嘱状は手渡しすべきだが、事前の郵送とさせて頂いたことをお詫びする。委員は13名で構成され、7月1日からの1年間の任期である。一年間、よろしくお願ひしたい。本日は、関東旅客自動車交通労働組合東京地方連合会の山下委員から欠席の連絡をいただいている。過半数以上の出席があるため、本会は成立となる。要綱第5条により、障害者地域生活課長が会長として議事を行うのでご了承いただきたい。

福祉有償運送運営協議会は、設置要綱の第1条により、「地域での福祉有償運送の必要性」や「旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項」を協議するものである。

本日は、更新登録の3法人の協議をさせていただきたい。また、来年5月までに更新が必要になる2法人の協議について平成26年2月に運営協議会の開催を予定している。2月の運営協議会は平成26年2月7日の予定で、お忙しい中ご予定のほどお願ひしたい。

2. 傍聴の確認・個人情報の取扱い

【成田会長】本協議会は公開であり、会場内後方に傍聴席を設けている。傍聴者の写真撮影、録音は禁止とする。また、議事の妨げになるような場合には退場させる場合がある。事務局は、議事録作成のため会議を録音させていただくがご了承いただきたい。議事録については、委員の個人名を入れたものを記録として残し、区ホームページ等での公開となるので、この点についても予めご了承いただきたい。本日の資料内容について後ほど事務局から説明するが、更新登録の書類一式は運転免許証の写し等の個人情報が含まれるため協議終了後、事務局が回収するので机の上に置いたままにしていただきたい。その他の資料はお持ち帰りいただきて差し支えない。それでは、次第に沿って進めさせていただく。まず始め資料の確認を事務局からさせていただく。

【事務局 林】事前に送付した資料、及び本日机上に配布した資料を確認させていただく。事前に送付している資料について、本日お持ちでない委員がいたら事務局からお渡しするのでおっしゃっていただきたい。

(資料の確認 省略)

【成田会長】資料の不足や落丁等があればお申し出いただきたい。それでは、次に報告を事務局からさせていただく。

3. 報告事項

【事務局 林】資料は付いていないが、口頭での報告とさせていただく。NPO 法人サポート出会いは、平成 25 年 3 月末で福祉有償運送を廃止している。利用会員の減少により事業を継続することが困難との判断で、運輸支局にも廃止の届けをしている。今まで利用されていた方は、他の移動手段を確保しているとの報告である。この法人の廃止により、区内で福祉有償運送を行う法人は 7 法人となる。

【成田会長】この点について、何かご意見ご質問等はあるか。次に、世田谷区における移動困難者の状況について事務局より説明させていただく。

4. 世田谷区における福祉有償運送の必要性について

【事務局 林】お手元の資料 1、世田谷区の移動困難者の状況を説明させていただく。世田谷区の概要についてだが、平成 25 年 4 月 1 日現在、総人口が 84 万 8178 人で外国人登録人数を加えた人数は 86 万 2840 人である。65 歳以上の高齢者の割合は 19.46% で昨年は 18.89% のため、0.57 ポイント上がっている。次に介護保険の認定者数だが、合計 3 万 2939 人で昨年にくらべて 968 人増えている。このうち要介護度 3 から 5 の人数は 1 万 2347 人で福祉有償運送や福祉タクシーを利用されるような方となり予約料・迎車料補助券、ストレッチャー補助券の支給対象者の人数である。介護保険の利用状況は、数字を参考に確認いただきたい。多いのは介護予防・居宅介護支援の利用でその次に訪問介護、福祉用具貸与と続いている。障害手帳の所持者の推移だが、身体障害者手帳所持者は 1 万 9443 人、愛の手帳所持者は 3665 人で精神障害者や難病の方を含めると 3 万 1417 人で手帳所持者数は年々増加している。身体障害者手帳所持者の種別は重複があるので、合計で 2 万 902 人、肢体不自由がおよそ半分というような数字になる。タクシー券の対象要件の人数について

は1万4422名で、昨年に比べて171人増えている。障害者自立支援法の支給決定状況であるが、平成25年度3月末で5968人に支給決定している。

続いて移動困難者の輸送の状況であるが、福祉タクシー券の平成24年度の実績は、登録者数が8399人で昨年に比べて160人増えている。タクシー券を使える事業者が119事業者である。タクシー券とどちらかを選択して利用できる自動車燃料費助成の制度は、2404人が受給しており昨年度の人数とはさほど変わらない。リフト付タクシー運行実績だが、1台運行委託をしているが利用件数は501件で、車いす用タクシー補助券利用実績は、運行事業者数は69事業者、利用登録者数は1237人、利用枚数は1万46件である。世田谷区内に事業所を持つ介護タクシーで世田谷区と契約している事業者は平成25年4月現在39事業者で登録台数は117台である。福祉有償運送の7団体の実績であるが、会員数1073名、片道1件を1トリップとして計算している。平成24年度の実績は合計で2万7445トリップである。

次に福祉有償運送の必要性について、障害者・高齢者の移動困難者について、身体障害者手帳所持者数のうち福祉タクシー券の受給要件を満たす方が1万4422人で、その35%にあたる5048人が65歳未満のタクシー券対象者と推計される。高齢者のうち要介護度3～5の合計人数は1万2347人。その中で介護保険の施設サービスを利用しているのが、3017名。この中には特養、老健、療養医療の施設に入所されている方がいるので、施設入所されている方を除いた人数は、65歳以上での在宅の要介護3から5の方ということで9330人。上記から、5048人と、9330人を足すと、1万4378人の移動困難な方と推計される。この方々が月一回外出した場合、往復なので2トリップ×12ヶ月という計算で34万5072トリップの需要が見込まれる。これに対し、供給の試算は、車いす用のタクシーの運行をする区内の事業者で117台の車両がある。これらの車両が一日3往復6トリップの運行をしたとすると月25日の12ヶ月間の運行で、21万600件のトリップ数になる。借り上げ車両のリフト付きタクシーの1台の運行実績が年間501トリップで、NPO等の福祉有償運送の年間実績が2万7445トリップあるので、これをあわせると23万8546トリップ数になる。先ほどの需要と供給を見るとその差が10万6526トリップ不足している。移動困難者が外出する際の福祉移動サービスの供給量は不足している。以上、世田谷区の移動困難者の状況について説明を終わらせていただく。

【成田会長】事務局から世田谷区の移動困難者の状況と移送の状況、必要性について説明させていただいた。障害者や高齢者の移送については、引き続き福祉有償運送が果たす役割があるということをご理解いただきたい。

5. 更新の協議

【成田会長】それでは、3法人の更新について協議をさせていただく。協議の順番は「たつなみ会」、次に「はあと世田谷」、「ハンディキャップを走らせる会」の順に行う。法人の代表者の方は説明者の席にお願いする。協議の前に事務局から法人の申請書類の内容や確認状況について説明させていただく。その後に法人の代表者から法人の概要や、料金について説明をお願いする。協議に入るるので、たつなみ会の方は説明者席へ願いたい。委員の皆様は、事前にお配りしている資料をご覧いただきたい。

NPO 法人 たつなみ会

【事務局 林】事務局より法人の概要について、資料は事前に送付している更新書類と本日配付の資料 2 の法人の福祉有償運送事業の要件確認表、資料 3 の法人の利用料金と運行実績に沿って説明させていただく。最初に資料 2 の福祉有償運送事業の要件確認表をご覧いただきたい。たつなみ会の期間は平成 25 年 11 月 3 日まで、運送の区域は世田谷区を発着とする区域である。使用車両については、法人所有の車が 3 台、持込車両は無いため合計 3 台となる。運送しようとする旅客の範囲は区分ごとにイ、ロ、ハ、ニとありそれぞれ会員の方がいて合計 30 名の会員数になる。利用料金について算出方法は出庫から帰庫まで、基本料金が 1 回 500 円、時間料金が 30 分 500 円、ガソリン代が 1 キロメートル 50 円である。運転者は 14 名で内訳は第二種免許所持者が 1 名、第一種免許所持者が 13 名で計 14 名となる。平成 24 年度の運行実績は、運行利用の実人数が 43 人、運行トリップ数が 1264 トリップ、区の補助金交付がある。続いて資料 3 の法人の利用料金と運行実績についてご覧いただきたい。基本料金は先ほどの説明のとおりで、参考に最低料金を記載しているが基本料金の 30 分 500 円と運転協力者交通費 500 円とガソリン代の 1 キロメートル 50 円を合計して 1050 円である。今回の更新にあたり、平成 25 年 6 月の運行実績を出してもらっている。実車時間が 76 分、出庫帰庫時間が 106 分、実車距離は 11.9 キロメートル、出庫帰庫距離が 18.5 キロメートル、利用料金は 3217 円になる。利用料金は介助料などの運送の対価以外の対価とわかるものは除いているため、運送の対価のみの利用料金となる。タクシー運賃の距離制と時間制は参考に資料をご覧いただきたい。法人の更新申請書類については事務局で内容を確認しているが、書類を順に見ていただきたい。自家用有償旅客運送の更新登録の申請書、次ぎに定款、法人の履歴事項全部証明書、役員名簿、宣誓書となる。宣誓書は道路運送法第 79 条の 4 第 1 から第 4 号の該当になっていないという宣誓書になる。続いて、法人所有 3 台の車検証、運転者就任承諾書兼予定運転者名簿と運転免許証の写し、14 名の方の運転者台帳、講習の修了証が全員分、運行管理の責任者就任承諾書が付いている。運行車両が 3 台のため運行管理者資格証の写しは不要である。運行管理の体制等を記載した書類、30 名の方の会員名簿は一部名前を伏せている。自動車の保険証券、利用料金表、安全な運転のための確認表や乗務記録の様式などが付いていて、事業を行っている。書類の中で日付や印鑑はそろっていないものもあるが、更新の際には整えたもので提出となるのでご了承いただきたい。以上で資料の説明を終わらせていただく。

【成田会長】事務局から法人の概要や更新書類の説明が終わり、引き続き法人の代表者より更新申請資料や補足説明があればご説明願いたい。

【大橋】先ほど、説明のあったとおりである。

【成田会長】それでは、法人より補足説明が特に無いようなので協議に入らせていただく。委員から質問あればお願ひしたい。

【石毛委員】資料 3 の利用料金で 1 時間 1000 円と 30 分 500 円とあるが、基本は 30 分 500 円の単位なのか。

【成田会長】1 時間単位ではなく、30 分単位での利用という理解でよろしいか。

【増井】更新書類の提出資料で 30 分単位となっている。

【大橋】先ほどの説明のとおり、30 分単位である。

【齋藤委員】運転協力者交通費 500 円とあるが、どのような料金なのか。500 円利用者からいただいているが。

【大橋】運転協力者はボランティアである。一回出動し乗車した際に支払うことになる。実際は月ごとの支払いになる。

【齋藤委員】運転はしないのか。

【大橋】運転はしている。

【齋藤委員】運転者に運転協力者交通費が出るのか。

【大橋】そうです。

【宮城委員】運転者がその都度、出車する時の交通費になるのか。

【大橋】見合っているのかどうかは別問題になるが、意味としてそのような理解になる。

【宮城委員】それは決め、規定となっているということでしょう。

【大橋】そうです。

【川上委員】資料 3 の最低料金 1050 円とあるが内訳は基本料金 30 分 500 円と運転協力者 500 円。

【大橋】それと、ガソリン代 1 キロメートル 50 円分の合計 1050 円である。

【工藤委員】参考に説明願いたい。会員 30 名とあるが、会員数の推移はどのようにになっているのか。1 年前から 30 名なのか、全体的に利用者が増えているということなのか。また、会員の獲得はどのようにされているのか。

【大橋】ほとんどがクチコミである。

【工藤委員】年々増加しているということか。

【大橋】年度当初に会費を払った方が会員ということになるが、年度途中でも通院のため利用を申し込みする方もいるので年度末にはもう少し会員が増えて行く。

【成田会長】他にご質問が無ければ、たつなみ会の協議が調ったということでよろしいか。

《委員：異議なし》

NPO 法人 はあと世田谷

【成田会長】次に、はあと世田谷の代表の方は説明座席の方にお願いする。最初に事務局より法人の概要について説明させていただく。

【事務局 林】先ほどと同様に説明させていただく。資料 2 の福祉有償運送事業の要件確認表をご覧いただきたい。はあと世田谷の期間は平成 25 年 11 月 17 日まで、運送の区域は世田谷区を発着とする区域である。使用車両については、法人所有の車が 7 台、持込車両は無いため合計 7 台となる。運送しようとする旅客の範囲は区分ごとにイ、ロ、ハ、ニがありそれぞれ会員の方がいて合計 134 名の会員数になる。利用料金について算出方法は出庫から帰庫まで、基本料金が 1 時間 800 円、30 分毎 400 円、迎車料 200 円、待機 30 分毎 500 円、介助料 500 円である。運転者は 12 名で内訳は第二種免許所持者が 2 名、第一種免許所持者が 10 名で、更にその内 1 名は介護福祉士資格を所持している。平成 24 年度の運行実績は、運行利用の実人数が 100 人、運行トリップ数が 8835 トリップ、区の補助金交付がある。続いて資料 3 の法人の利用料金と運行実績についてご覧いただきたい。基本料金は先ほどの説明のとおりで、参考に最低料金を記載しているが基本料金の 1 時間 800

円と迎車料金の 200 円で計 1000 円である。平成 25 年 6 月の運行実績は実車時間が 20 分、出庫帰庫時間が 46 分、実車距離は 4.5 キロメートル、出庫帰庫距離が 14.2 キロメートル、利用料金は 1038 円になる。事前に配付している法人の更新申請書類については書類を順に見ていただきたい。自家用有償旅客運送の更新登録の申請書、次ぎに定款、法人の履歴事項全部証明書、役員名簿があり、法人所有 3 台の車検証、運転者就任承諾書兼予定運転者名簿が付いている。運転免許証の写し、運転者台帳、運転手の方の講習の修了証。運行管理の責任者就任承諾書が付いている。運行車両が 5 台以上ため運行管理者責任者の方の修了証の写し。134 名の方の会員名簿と会員の内訳表、利用料金表、基本的な様式などが付いている。以上で資料の説明を終わらせていただく。

【成田会長】引き続き法人の代表者より更新申請資料や補足説明があればご説明願いたい。

【井坂】特に説明に対して補足説明はございません。私どもは移送サービスの認可を受けてから約 8 年になる。昨年まではせたがや地域ケア研究会の名称であったが、今年に入ってからはあと世田谷と名称を改めた。今まで名称が長く、今度は短くしようということで、はあと世田谷とした。きっかけはグループホームの事業を展開することもあり名称を変更したという経過である。移送サービスの活動については年々利用者の方も増えていて、車両 7 台で運行をしておりトリップ数も増えている。車両 7 台の内 3 台が走行距離 10 万キロメートル以上で、車両の維持管理が課題となっている状況である。今後も活動を継続して行きたいと考えているためよろしくお願いしたい。

【成田会長】名称変更の経過含め補足説明をいただいたところであるが、ご質問はあるか。

【伊藤委員】会員数が増えて順調な運営をされている状況であるが、会員数が少ない時と違つていろいろなご利用者の方が増えて様々な要望も増えて来ていると思われる。利用者の方からの要望について、アンケートを取るなど、どのように要望を聞いているのか。

【井坂】特にアンケートは取っていない。私どもは一時期、透析通院の利用者が多かったが、最近は減少傾向にある。それは透析を行っている病院の方で車を出すようになったということが原因である。透析通院の方は計画的に送り迎えが出来るので本当は運行を行ううえではありがたいのだが、全体的な量からすると病院通いの方が多い。日頃、利用者の皆様方から言葉で、「大変助かっている」「安くて助かっている」という言葉をいただいている。

【隅委員】基本料金のところに迎車料金 200 円と書いているが、これは透析の方でも全部に迎車料金が入っているのか。

【井坂】入っている。

【隅委員】透析の人が多いのではないか。

【井坂】透析の方は全体で 3 割、透析以外の方が 7 割である。

【隅委員】透析の方で院内介助をしている利用者はいるのか。

【井坂】院内介助はしていない。

【隅委員】基本的にはドアツードアなのか。

【小室】ベッドまでは行かないが、中の扉のところまで車いすを押して行くことや手を添えて行くことはある。

【隅委員】それは無料で行っているのか。

【小室】基本料金の中に含まれる。透析の方は通院の回数も多いので特に介助料はいただ

いていない。

【宮城委員】介助料 500 円はどのような時にもらっているのか。

【小室】いろいろな方がいるので一概には言えないが、車いすの移動でも簡単に玄関に到達する場合とそうで無い場合もある。その時に応じて、最初の料金の説明の際に介助料がかかるなどを了解いただいている。

【宮城委員】階段の昇降や階段での介助が必要な時に介助料がかかるのか。

【小室】そうです。時には 2 人で行く場合もある。

【宮城委員】ケースバイケースで料金がかかるということか。

【小室】そうです。最初に了解を取るようにしている。

【井坂】玄関からスムーズに車の中に移動出来る場合、ほとんど介助料は頂いていない。歩ける場合でも手を出さないで見守りが必要な場合は頂いていない。だいたいは階段の介助の際に介助料をいただいている。

【成田会長】介助料について事前に利用者の方に了承を得ているとのことだが、介助料を取らないケースも多いとの話しであった。

【小佐野委員】介助料について、会の中でこのような場合は介助料を発生させるという規定があると思われる。ケースバイケースということで、もちろん本人の了解を取ることも大事であるがきちんとこういう場合は介助料がかかるという規定を作っていただきたい。

【川上委員】介助料の件で、申請書類の料金表の中に、基本 30 分の場合に 800 円プラス 200 円で最低料金 1000 円となっており介助料が入っていない。1 時間の場合、介助料 500 円が記載されており、30 分の場合は介助料がかかるのか。

【井坂】出庫帰庫で料金を出している。1 時間 800 円、迎車 200 円。これは最初 30 分であっても同じ料金である。もし介助があれば、介助料を加算する。表の中には加算が入っていないが、介助があれば 500 円を加算し 1500 円になる。

【川上委員】最大 500 円で、介助が必要な場合であれば介助料を加算するということか。

【井坂】そうです。

【齋藤委員】2 人で介助の場合は更に介助料が加算されるのか。

【小室】もう 1 人介助が必要になってくることを利用者に伝えて加算している。どこまで行くかによっても違うが 500 円加算されることを伝える。

【齋藤委員】車の中に明記されているのか。

【小室】特に無いが、そのようなケースは少ない。車いすを 2 階まで持ち上げて欲しいとの要望があったりする。その場合は 1 人では介助出来ないので、もう 1 人呼ぶことと料金がプラスされることを伝え利用者の方から了解を得ている。介助の内容によっては、どうしても追加の人をお願いすることになる。

【齋藤委員】よほどのケースでないと無いということか。

【小室】あまり無い。月 1 回程度である。

【小佐野委員】先ほども伝えたが、介助料を取ることに対して、ケースバイケースでは公平性が無いのはどうかと思われる。

【成田会長】介助料について話しがあったが、ケースバイケースではあまりにも柔軟でわかりにくいで明示しておいた方がいいのではないかという意見であったが。

【小室】区内の走行であれば、介助料含めて上限 1500 円の利用料である。料金の上限に対

する不安ということはあまり無いと思われる。

【木村委員】おそらく長い間の信頼関係で、顔見知りで、この方にはこういう介護というように例えれば左側だけの介護、右側だけの介護、全体の介護、本当に一人ひとりの障害やお手伝いの度合いによって対応されていると思う。本当に障害とか微妙な問題はどこまで手を出していいのか、出してはいけないのかということは細かい言葉にも文章にも書けないようなところがある。明言されると今まで行っていたことが文章にされて、お願ひしますという時も何番目のこの項目でお願いしますということになる。ただ、小佐野委員が発言されたように、今までのこういう介助で介助料をいただいたという経験を文章にすることもいいのではないか。これからももっと利用する方は増えて行くので、今まで利用されていた方であれば何となく支払いますということが、管理的な感じで厳しい目を持った方が増えて行くと思う。そういうことになる前に細かいことを書いておいた方が良いのではないか。ある方は几帳面で何故この料金になるのか聞いてくることもあるし、障害児を持った母親などはこれだけですよと言われれば連れて行ってくれるのならそれでいいですということもある。細かいことを言われると事業者の方も今までどうだったのかなと思うこともあり、これから先はこういう細かいこと言う方が出てくると思われる。

【小佐野委員】自分も障害を持っているので、なかなかマニュアルにしにくい部分があることも良くわかっている。今後、有償運送の需要は増えて行くと思われる。高齢者も増えて行くし、障害の方についても総合支援法が出来て障害範囲が広がって行く中で、やはり事業なので客観的な資料できちんと説明がつくよう公平性という意味では整備されておいたほうがいいのではないか。

【成田会長】小佐野委員の発言にあったように、有償運送の法人、事業者としてこれから利用者の方に誤解のないように出来るだけわかりやすいように工夫して、混乱を避ける取り組みが必要であろうというご意見をこれから検討し対応していただきたい。

【瓜生委員】更新書類の中で運転者の三浦さんの免許証の期限が平成23年交付で平成25年までと期間が短いが、特に運転者台帳に違反等の記載は無いようだが何か理由があるのか。

【井坂】二種免許を取得したため期限が短くなっている。

【成田会長】他に質問が無ければ、はあと世田谷の協議が調ったということでよろしいか。

《委員：異議なし》

NPO 法人 ハンディキャブを走らせる会

【成田会長】次にハンディキャブを走らせる会の代表の方は説明座席の方にお願いする。事務局より法人の概要について説明させていただく。

【事務局 林】それでは、資料2の福祉有償運送事業の要件確認表をご覧いただきたい。ハンディキャブを走らせる会の期間は平成25年11月17日まで、運送の区域は同じく世田谷区を発着とする区域である。使用車両については、法人所有の車が3台、持込車両が3台の合計6台となる。運送しようとする旅客の範囲はイ、ロ、ハ、ニとあり合計58名である。利用料金について、算出方法は出庫から帰庫、基本料金が1キロ40円、出動費1回400円、管理料1時間300円、運転協力費1時間400円。運転者は10名で内訳は第二種

免許所持者が 2 名、第一種免許所持者が 8 名。平成 24 年度の運行実績は、運行利用の実人数が 54 人、運行トリップ数が 1865 トリップ、区の補助金交付がある。続いて資料 3 の法人の利用料金と運行実績についてご覧いただきたい。基本料金は先ほどの説明のとおりで、参考に最低料金を記載しているが 590 円で、内訳は出動費片道 200 円、管理料、運転協力費の 30 分 350 円、燃料費 1 キロ 40 円。平成 25 年 6 月の運行実績は実車時間が 27 分、出庫帰庫時間が 63 分、実車距離は 6.4 キロメートル、出庫帰庫距離が 14.3 キロメートル、利用料金は 1423 円になる。こちらも同様に運送の対価以外のものは除いている。法人の更新申請書類については書類を順に見ていただきたい。自家用有償旅客運送の更新登録の申請書、次ぎに法人の定款、登記事項全部証明書、役員名簿があり、宣誓書が付いている。法人所有 3 台の車検証、保険証券、持ち込み車両の所有者と法人の契約の書類、車検証と自動車任意保険証券の写し、運転者就任承諾書兼予定運転者名簿が付いている。続いて、10 名の方の運転免許証の写し、運転者台帳、運転手の方の講習の修了証、運行管理の責任者就任承諾書が付いている。58 名の方の会員名簿と会員の内訳表、利用料金表、運行車両が 5 台以上のため運行管理者責任者の方の修了証の写し、基本的な様式などが付いている。以上で資料の説明を終わらせていただく。

【成田会長】引き続き法人の代表者より更新申請資料や補足説明があればご説明願いたい。

【羽石】補足説明はないが、他の団体とは生い立ちが違うということの話をさせていただく。世田谷区の都立養護学校の卒業生の団体があり、けやき学級という障害者の学級がある。現在も団体の活動は継続しており、その方々の送迎から団体はスタートしている。年間を通じて様々な行事があり私たちも携わっている。団体の生い立ちからすると、会員は高齢者よりも障害者の方の加入率が高いという点では、他の団体とは違うのではないかと思われる。その他の日常の業務については他の団体とさほど変わらない。

【成田課長】先ほど法人の代表の方からも説明があったが、会員の中で障害者の加入率が高いとの話しあつた。法人に対して、質問等はあるか。

【瓜生委員】免許証の有効期限が 3 年と短い方が 5 人いる。運転者台帳には特に事故や違反の欄に記載が無いようだが。

【小板橋】軽微な違反でも有効期限が 3 年になる。

【瓜生委員】運転者台帳に事故、違反の状況を書く欄があり他の団体は記載している。同様に記載しておいた方が良い。

【成田会長】運転者台帳に記載するとの内容であった。

【宮城委員】シートベルトで 1 点、罰金は無いが免許証の期限が短くなる。ゴールドの免許が 3 年になる。そういうことで 3 年の方が多い。それは事故ではなく、軽微な違反なので、運転者台帳には記載していないのではないかと思われる。

【隅委員】携帯電話など特にいけないが、移送中にお客さんからの電話が架かってくると車を止めてから取るようにと言っているが、携帯を取って捕まってしまう。

【瓜生委員】最初に協議を終えた団体の運転者台帳に携帯電話使用で 1 点と記載があり軽微なものは消えるとも記載されていた。

【宮城委員】軽微なものでも書く必要があれば今後は記載して行くことになるのか。

【瓜生委員】ある団体は記載していて、こちらには記載が無いということではなく、今後は記載されたほうがいいのではないか。免許証の有効期限が 3 年であれば、どのような事

故だろうと思われる所以、内容が軽微なものでも記載した方がいい。

【成田委員】シートベルトや携帯電話の軽微なものでも減点の対象で違反の内容であり、今後は運転者台帳に記載するということでご注意いただきたい。その他ご質問のある方はどうぞ。

【石毛委員】料金についてだが、時間単位になるのか確認させていただきたい。

【羽石】料金のどのようなことか。

【石毛委員】申請書に添付された資料では1時間単位で記載されているが、今日配布された資料では30分単位の利用料金の記載になっている。

【小板橋】その点は1時間700円だが、30分単位でいただいている。

【羽石】30分刻みで計算している。例えば5分10分超過した分は実際には料金をいただいているが、15分以上超過していると実動したことにしてある。

【石毛委員】更新申請に添付されているパンフレットの料金には1時間としか記載されていないが、実際は30分なのか。

【羽石】1時間700円の内訳は、事務所管理として300円、運転をしたドライバーに400円1時間報酬を出している。その他はキロあたり40円の燃料費と出動費が1日に同じ方で午前と午後出勤しても1回あたり400円しかいただいている。料金体系の基本だが、それを曲げたかたちで請求はしていない。

【石毛委員】700円の内訳はわかるが、基本料金は30分単位なのか。

【羽石】30分単位で計算している。

【小板橋】30分に満たなくても30分の金額はいただいている。

【工藤委員】パンフレットに30分単位の表記があれば利用者にもわかりやすいということかと思われる。

【成田会長】利用者にわかりやすいようにパンフレットに記載をして、今後作り変える時や追加で案内をするなり工夫していただきたい。他の団体の方にも同様にお願いしたい。

【瓜生委員】「そとでる」でも団体を紹介していると思うが、特に新規の方に誤解のないようにみんなでわかっているというようにしていただきたい。

【成田会長】「そとでる」の話も出たが、事務局としても30分単位の利用であるなどしっかりと案内をしていきたいと考えている。今後もご協力を願いしたい。更新の件については他にご意見なければハンディキャップを走らせる会の協議が調ったということでよろしいか。

《委員：異議なし》

【成田会長】本日の協議は以上である。年2回の運営協議会であるが、各委員からご意見なり現在の状況について発言があればお願いしたい。

特に無ければ、本日予定をしていた協議事項が全部調ったということで、感謝申し上げる。最後に重ねての案内になるが、冒頭に案内したように第2回の運営協議会が平成26年2月7日金曜日にブライトホールで同じ時間で開催させていただく。ご予定のほどお願いしたい。これにて本日の運営協議会を終了とさせていただく。

<閉会> 15:10 終了